

出雲高等学校いじめ防止基本方針（概要）

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ いじめを許さない姿勢
- ・ 風通しのよい職場
- ・ 保護者・地域等との連携

いじめ防止・対策委員会

【定期開催】

◇構成員

**校長、教頭、生徒部長、教務部長、保健部長、
人権・同和教育主任、各学年主任、養護教諭、
特別支援コーディネーター、いじめ防止対策担当教諭**

- ・ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・ 年間指導計画の作成
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・ 要配慮生徒への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ防止・対策
委員会

未然防止

◇学業指導の充実

- ・ 学びに向かう集団作り
- ・ 意欲的に取り組む授業づくり
- ・ SSH 事業を通じての人材育成

◇特別活動、道徳教育の充実

- ・ HR 活動・ボランティア活動の充実

◇教育相談の充実

- ・ 面談の定期開催

◇人権教育の充実

- ・ 人権意識の高揚
- ・ 講演会等の開催

◇情報教育の充実

◇保護者・地域との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 学校公開の実施
- ・ 中高連絡会の実施

早期発見

◇情報の収集

- ・ 教員の観察による気付き
- ・ 養護教諭からの情報
- ・ 相談・訴え
（生徒・保護者・地域等）

- ・ アンケートの実施（年 4 回）

- ・ 各種調査の実施

- ・ 面談の定期開催

（生徒・保護者等）

◇相談体制の確立

- ・ 相談窓口の設置・周知

◇情報の共有

- ・ 報告経路の明示、報告の徹底
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引継ぎ

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

